Ⅳ［農業地域関係］

１　農業振興地域農用地区域における行為制限　　令和７年４月１日現在

根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律 （第１３条）	担当課 担当係	担い手・農地マネジメント課 農地調整係 ０７４２－２７－７４１２
制度の概要	農業振興地域のうち、農用地区域に指定されている土地は、原則として農用地利用計画で指定された用途以外の用途に供するための農地転用は認められないため、やむを得ない事情により、当該土地を農業以外の目的で利用する場合は、あらかじめ農業振興地域整備計画の変更（**農用地区域からの除外**）をしなければならない。		
目的	地域の農業を振興していくための基盤として、将来にわたって農用地等としての利用を確保する必要があるとして指定された農用地区域において、開発行為の制限を加えることにより、農業上の土地利用を確保することを目的とする。		
対象地域	農業振興地域内農用地区域		
規制内容	１　**農用地区域とは** 知事が農業の振興を図ることが相当であると認めて指定した農業振興地域を有する市町村が、市町村の農業振興地域整備計画において、集団的農地や土地改良事業等の受益地又は予定地など、今後も農用地等として利用すべき土地として指定する区域をいう。 ２　**農用地区域からの除外（農業振興地域整備計画の変更）要件とは** 次の要件のすべてを満たすことが必要である。 【農用地区域除外の要件】 （１）農用地区域以外の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること。 （２）農用地区域内における農業経営基盤強化促進法で定める地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。 （３）農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 （４）農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 （５）農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 （６）当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、当該事業の工事の完了年度の翌年度から起算して８年を経過していること。 ３　**農用地区域から除外するための手続とは** やむを得ない事情により農用地区域から除外する必要がある場合、土地所有者等は市町村農業振興地域制度担当課に農業振興地域整備計画の変更を申し出る。なお、上記２の要件をすべて満たし、県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがない場合、計画変更が可能になる。		
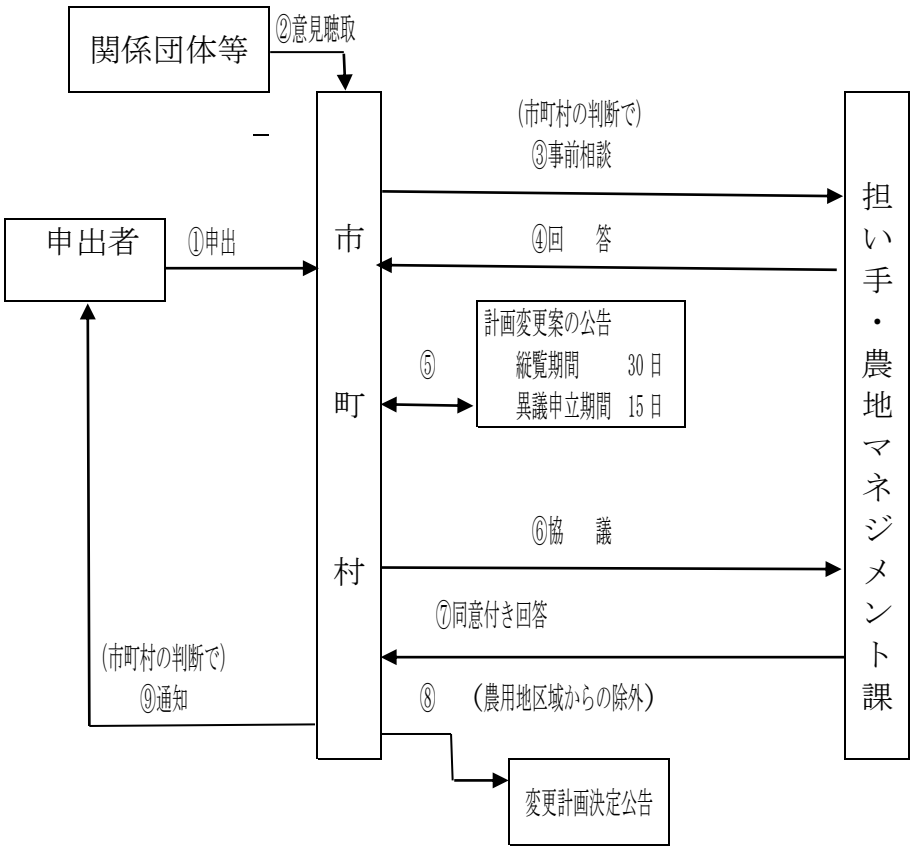
手続のフロー図	農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）